

## 17 交通安全

### ◆運転するにあたって・・・

キャンパス内駐車場を利用する学生は、任意保険の加入および財務課(本部棟2階)に「通学用自動車の届出」をしてください。

交通事故は加害者・被害者を問わず、また、本人や家族にとっても精神的・経済的に多くの負担となります。

そのため、自動車やバイク等を運転する者は自動車損害賠償責任保険(自賠責)はもちろんのこと、任意保険に加入することが最低限の責務です。

また、安易に自動車やバイク等を友人に貸すことはやめてください。任意保険の対象外になっている場合があります。

自動車やバイクを運転する時には、飲酒運転をしないことはもちろん、交通法規の遵守に努め、交通違反・交通事故を起こさないように注意し、周りの人や車に迷惑をかけない思いやりのある確実で安全な運転を心がけてください。

### ◆交通事故が起きたとき・・・

交通事故が起きた時は、落ち着いて以下のとおり対処しましょう。

- ①まず、人命第一！すぐに119番。負傷者等を放置したまま逃げてはいけません。逃げた場合は重大な刑罰が待っています。
- ②事故の続発を防ぐため、負傷者を安全な場所に移動させてください。他の交通の妨げにならないよう車を移動してください。
- ③ケガ人がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、可能な応急処置を施しましょう。
- ④110番通報！事故の状況・時間を記録しましょう。
- ⑤簡単に示談に応じず、必ず警察に事故検分を依頼しましょう。後で相手方から法外な要求をされることがあります。
- ⑥保険会社にも連絡しましょう。
- ⑦症状がなくても、必ず医師の診察を受けておきましょう。

交通事故の場合、保健管理センターでは応急処置や紹介状発行の対応はできません。

医療機関を受診する場合には、健康保険証ではなく保険(自賠責)での対応になります。

必ず警察に連絡し、指示に従ってください。

### ◆大学への届出

交通事故(人身・物損事故)を起こしたとき、また、事故に遭ったときは、必ず大学(就職・生活支援課)へ連絡するとともに、「事故報告書」を提出してください。

重大な事故の場合は、懲戒処分(訓告、停学、退学)の対象になることもあります。安全運転を心がけてください。

#### <交通事故についての相談機関>

福井県交通事故相談所 (相談無料)

		日 時	場 所
電 話 相 談		月・火・木・金 (水・土・日曜日、 年未年始は除く) 9:00～16:00	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁10階 県民安全課内
面 接 相 談  *要 事 前 予 約	福 井	月・火・木・金 (予約時のみ) 9:00～16:00	〒910-0003 福井市松本3丁目 16-10 福井県職員会館4階
	敦 賀	火曜日 (予約時のみ) 10:00～15:30	〒914-0811 敦賀市中央町1丁目 7-42 敦賀合同庁舎1階